

宮脇海岸公園 指定管理者
業務仕様書

垂水市土木課
令和5年10月

1 はじめに

この仕様書は、指定管理者が実施する指定管理業務について、垂水市が要求する水準の下限を示しており、指定管理者は、仕様書を遵守し、宮脇海岸公園（以下「宮脇公園」という。）の適正かつ効率的な管理運営に努めること。

応募者は、仕様書で定める業務水準を満たす限りにおいて、自由に事業計画を立てられるものとするが、募集要項、仕様書等により示された諸条件を必ず順守すること。

2 管理運営業務の基本方針

宮脇公園の管理業務を行うに当たっては、公園利用者等の安全対策に万全を期し、事故防止の取組を日常的に行い、安全管理を第一とした上で、次のことを踏まえ、管理業務に取り組むこと。

- (1) 宮脇公園の平等な利用の確保に努めること。
- (2) 利用者等のニーズに応えるため、利用者の要望等を聴取し、管理運営に反映させるとともに、適切な人員体制を確保し、利用者や近隣住民等からの要望、苦情には、主体的に、迅速かつ丁寧に対応すること。
- (3) 遊具、トイレ等の公園施設（浄化槽その他設備も含む。）の保守点検、修繕、除草・剪定等の植栽地管理、公園清掃などを適切に行い、利用者や近隣住民等にとって、快適な公園である状態を維持し、管理を行うこと。
- (4) 市民ニーズを踏まえ、民間のノウハウと創造性を発揮し、公園施設等の有効活用、弾力的な運営と利便性の向上を図り、市民サービスの向上に努めること。
- (5) 近隣住民対策を適切に行った上で、魅力的な自主事業を実施する等、新たなサービスを提供し、市民サービスの向上に努めること。
- (6) 個人情報保護を徹底し、情報公開は適正に行うこと。
- (7) この仕様書は、垂水市が要求する水準の下限を示しているため、指定管理者は、仕様書を遵守の上、仕様書の水準を上回るように努め、宮脇公園の適正かつ効率的な管理運営を行うこと。

3 法令の遵守

宮脇公園の管理運営業務を行うに当たっては、次の関係法令を遵守すること。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、労働関連法令等
- (2) 垂水市立公園の設置及び管理に関する条例、垂水市立公園の設置及び管理に関する条例施行規則及び垂水市が定める要綱、要領等
- (3) 施設維持、設備保守点検に関する法令
- (4) その他の関連する全ての法令

4 業務の範囲

- (1) 指定管理者の業務内容

指定管理者の行う業務は、宮脇公園の管理運営に関する業務及び維持管理に関する業務となる。

また、宮脇公園は、常に利用者にかかれたものとし、市民をはじめとする全ての

公園利用者に対し、公平な運営に留意し、指定管理者の判断により適切に管理運営を行うこと。

(2) 運営体制の確保

- ① 宮脇公園の管理運営に係る業務を適切に実施するため、垂水市内に公園管理事務所（以下「管理事務所」という。）に統括的な管理責任者を配置すること。
- ② 管理事務所には、防火管理者を置くこと。
- ③ 配置する人員の勤務体制は、労働基準法等を遵守し、宮脇公園の管理運営に支障がないようにすること。

(3) 維持管理に関する業務

① 除草作業

- ア 1年間に5回以上、除草作業を行うこととし、実施時期については、実施前に垂水市と協議を行い、決定すること。
- イ 除草作業中は、必要に応じ、バリケード、セーフティコーン、標識等を使用し、周囲に対し、安全対策を講じること。
- ウ 除草は刈り残しのないよう、地上5cm程度に刈り取るものとし、刈り取った草は、速やかに垂水市の指定する場所（垂水市内）まで運搬すること。
- エ 除草剤は、使用しないこと。
- オ 除草作業中に駐車車両、通過車両、通行人等に損害を与えた場合は、指定管理者の責において、補償等を行うこと。

② アコウの木の管理

- ア アコウの木の伐採及び剪定は、原則行わない。ただし、歩道の通行人や国道の通行車両に支障をきたす場合は、支障がない程度に剪定を行うものとする。
- イ 前の項目により剪定を行う際は、実施前に必ず垂水市と協議を行うこと。

③ トイレ・手洗場

- ア 電球が切れた場合は、速やかに交換すること。
- イ 床、便器、手洗場等の掃き掃除、拭き掃除を1週間に5回以上実施すること。
- ウ トイレレットペーパー等の消耗品を常設している箇所については、常に補充すること。
- エ 建物、便器、手洗場等の設備の損傷や悪戯がないか、定期的に点検を行うこと。
- オ 点検の結果、修繕箇所を発見した場合は、垂水市へ報告を行うとともに、速やかに修繕等を行うこと。この場合において、修繕等に相当の期間を要する場合は、利用者に危険が生じることがないように使用禁止等の措置を講ずること。

④ 駐車場

- ア 公園利用者が快適に利用できるよう清掃等を行うこと。
- イ 駐車場内における陥没、突起物、その他危険物の有無を点検し、危険要因の除去に努めること。
- ウ 異常を発見した場合は、速やかに補修等危険防止の措置を講ずること。

⑤ 遊具

目視、触診等により、定期的に点検を行い、点検の結果、危険要因を発見した場合は、速やかに垂水市へ報告すること。

⑥ 付帯施設

ア 街灯

電球が切れた場合は、速やかに交換を行うこと。

イ ベンチ・四阿^{あずまや}

㊦ 公園利用者が快適に利用できるよう清掃等を行うこと。

㊧ 破損等の異常箇所を発見した場合は、速やかに垂水市に報告すること。

5 自主事業に関する業務

指定管理者は、自己の責任及び費用により、宮脇公園の魅力や利用者の利便性の向上を図るために、新たな利用サービスの提供、市民との協働事業の推進等の自主事業を行うことができる。この場合において、自主事業を実施する場合は、事前に垂水市に対して業務計画書を提出し、事前に垂水市の承諾を受ける必要がある。

なお、指定管理者は、宮脇公園の用途又は目的を妨げない限度において、目的外の事業を行うことができる。この場合において、垂水市の許可が必要であり、指定管理者は、行政財産の目的外使用料条例により算出された使用料を垂水市に納付する必要がある。